

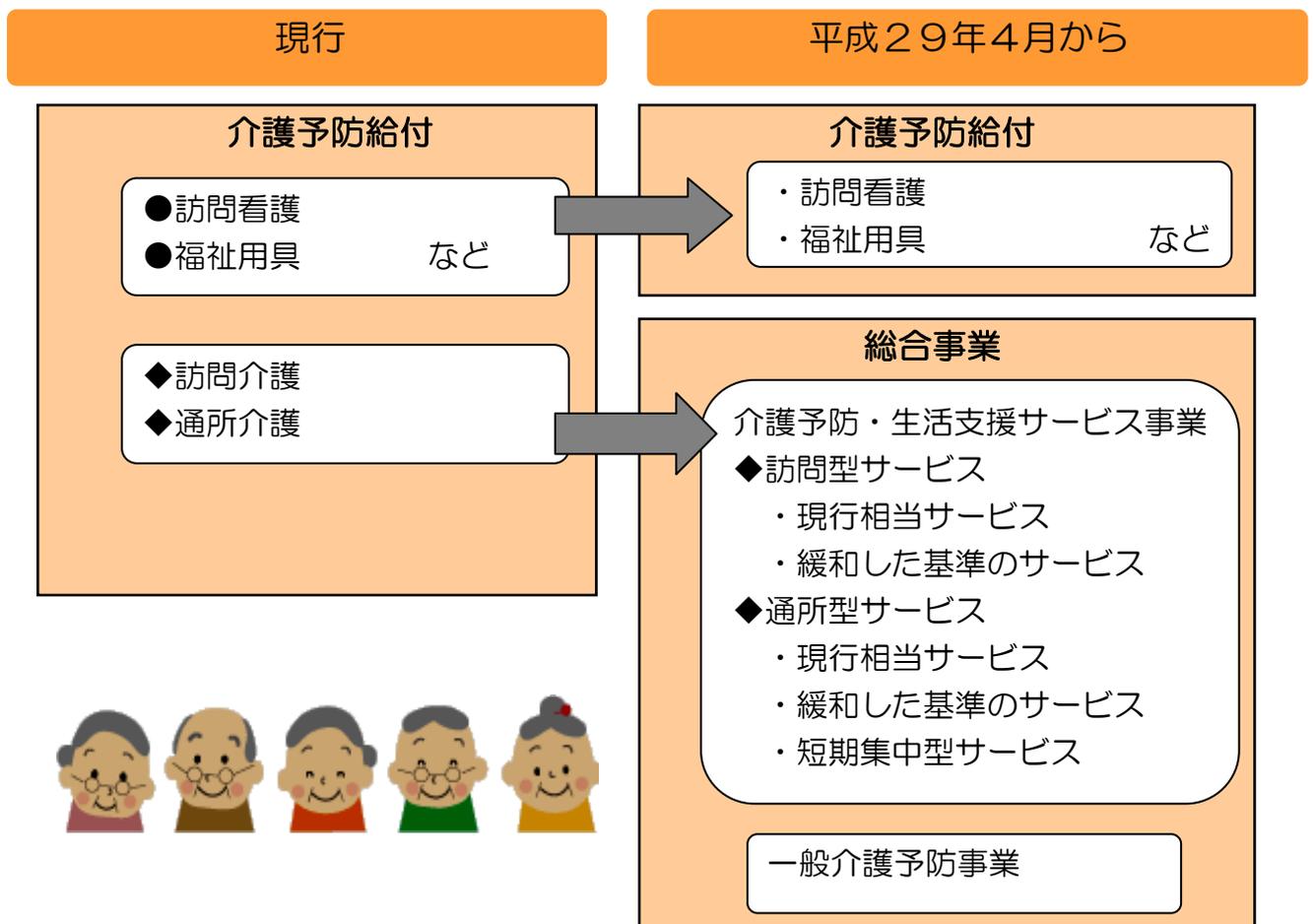
介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります！

介護が必要な状態となっても、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、要支援者等の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成29年4月から総合事業を実施します。

総合事業の実施に伴い、現在要支援1・2のかたが利用している介護予防給付の一部のサービスが総合事業に移行します。

変更点について

介護保険法が改正され、今まで全国一律のしくみで提供されていた介護予防給付の中で、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）が、稲沢市が実施する総合事業に移行します。平成29年4月以降、要支援認定の更新に合わせて順次総合事業に移行します。



今までのサービスは残ります！

総合事業に移行後は、訪問型サービス・通所型サービスともに、今までと同じサービス（現行相当サービス）に加えて、新しいサービス（緩和した基準のサービス）も提供されます。ご自身の状態に応じてサービスを選択していただけます。

要介護認定の申請をしなくても、「基本チェックリスト」による判定で、サービスを利用できる場合があります。

平成29年4月からは介護認定を受けていないかたも、迅速に必要なサービスが利用できるように、本人の状態を確認するためのものとして「基本チェックリスト」を実施して、該当すれば、介護予防や生活支援のサービスの利用ができる場合があります。（※希望するサービス内容によっては、要介護認定の申請が必要な場合もあります。）

Q) 総合事業を利用したい時、どこで相談できますか？



相談窓口は、稲沢市役所高齢介護課又はお住まいの地域の地域包括支援センターになります。

Q) 「基本チェックリスト」とは何ですか？



基本チェックリストとは、本人の状態を確認するためのもので、全部で25項目の質問に「はい」と「いいえ」で回答します。本人への質問を基本とします。

※ 詳しくは、担当のケアマネジャーや、お住まいの地域の地域包括支援センターに相談してください。

(問合先) 稲沢市役所 高齢介護課 高齢福祉グループ
(0587) 32-1293 (直通)